「建設工事等」提出要綱　前回からの変更点

1. 提出方法が変わりました。
　前回：紙（ファイル）を郵送
　今回：原則オンライン申請
それに伴い、
・様式第8号の「使用印鑑届」のフォーム変更（内容に変更はないが、押印する箇所の変更あり）
・様式第12号の「最低賃金遵守誓約書」を「誓約書」に変更し、内容追加。提出は市内・市外業者のみだったが、県外業者も提出必須に変更
・以前は、現場配置技術者名簿と経営管理者及び営業所等技術者名簿を分けて提出してもらっていたが、今回から Excel シートの中の技術職員名簿の1つに統合
に変更しました。新様式にて提出をお願いいたします。

2. 下記の書類が提出不要になりました。
・様式第1号の申請書
・過去 2 年度分の工事経歴書
・労働保険証明書
・社会保険料納入証明書
・様式第5号の電算入力表
・返信用封筒

3. 今回から公正な入札の執行の観点から、「資本関係・人的関係等に関する調書（様式第 15 号）」を追加しました。資本・人的関係にあるものが浦添市に登録している場合（登録する可能性がある場合も含む）のみに「有」となります。
①②資本関係のある会社
・会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社、会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社
・親会社を同じくする子会社同士
③人的関係のある会社
・一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
・一方の会社等の役員又は管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

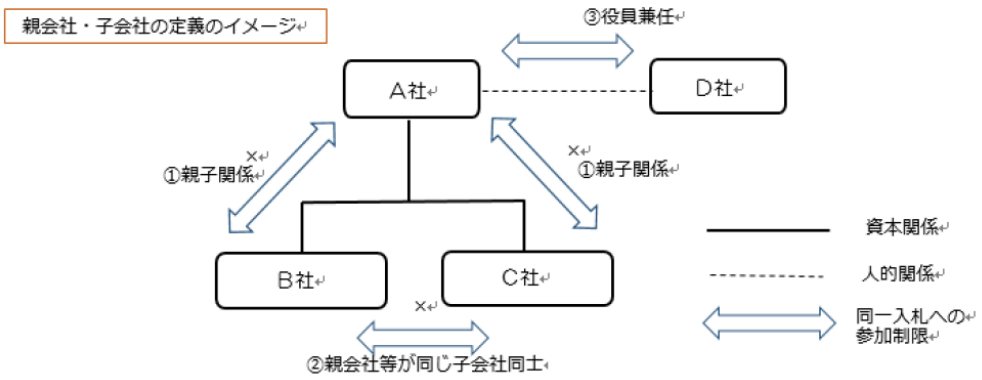

4. 受付証明の廃止します

前回：窓口持参に限り、受領印押印。

今回：受付受領印押印を廃止。オンライン申請による申請状況の確認により確認してください。

（申請後、自動で送信されるメールに記載のあるURLより申請状況をご確認ください。）

5. 今回から、名簿登録後の審査合格通知書の個別通知は行いません。

浦添市ホームページの入札参加者名簿をもって審査結果をご確認いただくことになります。

6. 変更届出と納税証明書の提出について

令和9年度（令和9年4月1日以降）からはオンライン申請のみになります。